

諮問日：平成28年1月26日（平成27年度（最情）諮問第17号）

答申日：平成28年3月23日（平成27年度（最情）答申第10号）

件名：下級裁判所裁判官指名諮問委員会における年度ごとの重点審議者の数が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「下級裁判所裁判官指名諮問委員会における、年度ごとの重点審議者の数が分かる文書（平成15年度以降の分）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年12月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書は存在しないとして不開示としたが、当該判断は妥当である。

2 理由

下級裁判所裁判官指名諮問委員会は、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則により設置される委員会であり、法曹三者及び学識経験者によって構成され、

最高裁判所の諮問に応じて、下級裁判所の裁判官の指名の適否について審議し、その結果を答申する。同委員会には、多数の指名候補者について諮問がされる場合があり、そのような場合には、実質的な審議を行うため、各諮問に応じて、同委員会においてまず指名の適否について慎重な判断を要する者を振り分け、その者を対象に重点的に審議することとされている。このようにして振り分けられた者が重点審議者である。

このように、重点審議者は、多数の指名候補者を実質的に審議するために各諮問に応じて決められているものであって、指名の適否についての判断がされれば、その目的を達することから、年度ごとに重点審議者数を集計する必要はないため、申出に係る文書は作成していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年1月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年2月22日 審議
- ④ 同年3月7日 審議
- ⑤ 同月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、下級裁判所裁判官指名諮問委員会における年度ごとの重点審議者の数に係る文書である。

ところで、下級裁判所裁判官指名諮問委員会は、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則（平成15年2月26日最高裁判所規則第6号）に基づき設置され、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者のうちから最高裁判所が任命した11人の委員で組織される委員会（同規則5条、6条）であり、最高裁判所の諮問に応じて、下級裁判所裁判官として任命されるべき者を裁判所法40条1項の規定により指名することの適否その他同項の規定による指名に関する事

項を審議すること等の事務をつかさどるものである（同規則2条）。最高裁判所事務総長の説明によれば、重点審議者とは、同委員会において実質的な審議を行うため、多数の指名候補者の中から、指名の適否について慎重な判断を要する者として振り分けられたものであるところ、同委員会における審議が、上記のとおり、最高裁判所の諮問に応じて、下級裁判所裁判官として任命されるべき者を指名することの適否等についてされるものであることからすると、重点審議者は、各諮問に応じ、審議対象となった者の中から、個別具体的な事情により振り分けられるものであり、その数を調整する必要があるとは認められない。また、上記の説明を前提にすると、下級裁判所裁判官指名諮問委員会において各重点審議者に係る指名の適否についての審議が終了すれば、当該諮問に係る審議対象者のうち何人が重点審議者に振り分けられたかという情報は、同委員会においても、また、その庶務を処理する最高裁判所事務総局総務局においても、その後の事務を遂行する上で必要なものではなくするというのが合理的である。

以上を総合すると、諮問ごとの重点審議者の数という情報をその後の事務処理上保有する必要性は認められず、したがって、年度ごとの重点審議者の数を集計した文書を保有すべき事情も認められない。

そうすると、本件開示申出文書を作成していないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的であり、最高裁判所においてこれを保有しているとは認められない。

- 2 以上のとおりであるから、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人